

平成 29 年 8 月 15 日

事業主 殿

東京都報道事業厚生年金基金

## 厚生年金保険料率の改定と掛金の表について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 16 年の改正厚生年金保険法の施行により、厚生年金保険料が、毎年 9 月分保険料（10 月納付分）より、千分の 3.54 づつ引き上げられてきましたが、平成 29 年 9 月分保険料（10 月納付分）から千分の 183 で固定されます。

なお、この引き上げは、厚生年金保険料についてのみとなり、基金の掛金については変更ありません。

	改正前	改正後
一般の被保険者 【年金事務所に納付】	181.82/1000	183/1000
当基金の加入員である被保険者 【年金事務所に納付】	181.82/1000	183/1000

(労使折半)

当基金は、平成 28 年 4 月に代行部分の保険料の納付先を国に変更する将来返上をしておりますので、一般の被保険者と基金の加入員である被保険者の厚生年金保険料は変わりません。

敬具

### 《「標準給与と掛金の表」と端数処理について》

保険料を給与等から源泉徴収する場合で、円未満の端数額の負担について、事業主と被保険者との間に特段の取り決めがないときは、次のとおり端数処理を行います。

保険料の計算額に 50 銭以下の端数があるときは、保険料の円未満を切捨て

保険料の計算額に 51 銭以上の端数となるときは、保険料を 1 円に切り上げ

※ 標準給与と掛金の表 (PDF 形式・Excel 形式) は、当基金のホームページからダウンロードできます。(URL <http://www.houdoukikin.or.jp/>)